

会員各位

昭和63年3月20日

つつじが丘自治会  
会長

第13回 定時総会開催のお知らせ

桜の便りの聞かれる今日この頃、会員各位におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

つきましては、第13回定時総会を下記のとおり開催することとなりましたので万障お繰り合せの上、ご出席戴きますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 昭和63年4月3日(日) 午前9時30分～12時
2. 場 所 鶴沼地区体育館(上池公園内)
3. 議 題
  - (1) 62年度会務報告及び承認の件
  - (2) 62年度会計報告及び承認の件
  - (3) 自治会規約改正の件
  - (4) 63年度自治会活動、基本方針案の審議及び承認の件
  - (5) 63年度予算案の審議及び承認の件
  - (6) 役員(会長、副会長、会計監査)改選の件
  - (7) その他

なお、会場準備の都合上、出欠を次頁出欠票にご記入の上、来る3月26日までに各班長さんにご提出下さい。また、当日やむなく欠席される方は委任状も合せてご提出下さい。

# 出 欠 票

私は、第13回定時總會（昭和63年4月3日開催）に

出 席 いたします。  
欠 席

昭和63年 月 日

各務原市つつじが丘 丁目 番地

氏 名 印

〔 会場の体育館ホールは敷物がありません。座布団を用意しますが、各自出来るだけご持参下さい。 〕

..... きりとり線 .....

# 委 任 状

私は、 を代理人と定め昭和63年4月3日開催の第13回  
つつじが丘自治会定時總會の議事決定に関する一切の権限を委任いたします。

昭和63年 月 日

各務原市つつじが丘 丁目 番地

氏 名 印

## 62年度（第12期） 自治会会務報告

私達の街『つつじが丘』も、今年度末には約900世帯の入居が完了し、大規模団地としての体裁を整え、自治会のスローガンである「ふるさとづくり」も着々と進行して来ております。今年度の自治会総会に於て、会員の皆様に以下の方針をご提案し今年度の活動のスタートを切りましたが、各項目について、ご報告申し上げます。

### 1. 集会所の増築について

住民活動の拠点としての集会所の増築は、私達の永年の願いでありましたが、昭和62年4月29日に竣工の運びとなり、同日より会員間供用がスタートしました。自治会の活動はもとより、各種団体の使用も活発となり、会員間の親睦に資する事となりました。

### 2. 汚水処理施設の移管継承について

一昨年度からの懸案事項であり、会員個々の利害に直接大きくからむ問題である為、その扱いには慎重を期す事項であります。今年度も、その処遇について試行錯誤を繰返しましたが、今までの経緯の問題点を系統的に整理し、汚水処理問題のかかえる重大性を考慮し、自治会の事業として位置づける事とし、今席上規約改正も含め以下の提案を致します。

(1) 汚水処理委員会設置の提案

(2) 汚水処理委員会事業計画の提案

(3) 汚水処理委員会の設置に関する自治会規約改正の提案

### 3. タイムズつつじが丘の定期的な発行について

自治会の活動報告、会員間の情報交換や親睦に重要な役割を果たす機関紙の定期的な発行は、大世帯となった自治会組織の機能としての要請でありました。今年度は4半期に1回の発行を目指し、予算的な措置もしスタートをし、定期発行と言う当初目標は達成できたと思っております。内容的には会員各位の満足

を得るには到っていないかも知れませんが、今年度の定期発行が出来た事は一定評価できるものと思います。さらなる発展が望まれます。

#### 4. 自治会組織について

8広報区でスタートした今年度の自治会でありましたが、入居戸数の増加に伴う組織的な見直しが今年度の課題でありました。『自治会組織等諮問委員会』の答申の消化が今年度の自治会活動の大きな柱でありました。答申内容の試行、実践を通し班長会議を中心として、役員会でも種々検討をして来た結果、規約改正を含め以下の事項を提案し、来年度以降の活動が円滑化する事を願うものであります。

- (1) 自治会長、広報会長兼務に関して ----- 規約改正
- (2) 役員人事に関する選出基準に関して ----- 自治会規約附則の提案
- (3) 緊急災害準備金の拠出基準に関して ----- 拠出基準の提案

以上のご提案の内容に関しては、議事の順に従いご検討いただく事と致しますが、大世帯となった当自治会に重要なのは、一人でも多くの方が自治会活動に積極的に参加していただく事であります。組織と会員の遊離があってははいけません。会員各位のより一層のご協力と自治会への参加意識の高揚を願い会務報告と致します。

#### [ 広報委員会 ]

8町内の正副広報会長をメンバーとする広報委員会は、いわゆる専門委員会として定期的に開催される委員会ではなく、次のような場合に必要に応じ開かれます。

(A) 市からの通達事項や要請事項に対し、全体としての統一見解を示す必要のある場合、あるいは市をはじめ外部に対し折衝を要する事項が発生した場合。

(B) 複数の町内（広報区）に関連する問題が生じ、それぞれ意見調整の必要がある場合。

また、当委員会は「市行政の末端のお手伝い」の役目も負っており、これの年間活動の概要は後述のとおりです。(A)、(B)につきその主な事項について申し述べます。

(A) について・・・「のり面の維持管理に関し、市の姿勢を問う」

昨年度に引き続き市と折衝。のり面の草刈り等、住民として、生活環境保全の見地から、奉仕活動自体を否定するものではありませんが、のり面は市の所有物にもかかわらず、その管理責任は果されているとは言えません。近い将来、十分な予算措置を講じ、住民の直接負担を軽減すべく訴えてまいりました。また現行の市民清掃のやり方自体も認真に再検討することも要請してまいりましたが、目下のところ他地区の動向は、少なくとも表面的には私供の主張になじまず、従って市の姿勢もその場に達していないところから“政治的”にもさらにねばり強い運動が必要となりましょう。

62年度としては、昨年度に引き続き、私供の奉仕活動では出来えない6～8丁目ののり面と隣接する地帯の樹木の整備作業を実施してもらいました。

(B) について・・・ゴミステーションのあり方について

単にゴミの捨て方や場所の問題とといったことだけではなく、住民ひとりひとりのモラルの問題にかかわることから、環境委員会の要請もあり、班長会議等を通じ、町内の不平不満の声を吸収していくと共に、“住民エゴ”のぶつかり合うことのないよう心がけました。

市としては、各町内2ヶ所を可燃物については1ヶ所増設することはすでに了解済と

はなってはいますが、これも各町内の住民の合意が大前提となり、この点からも協議をしていただきましたが、今年度はおよそ従来どおりの形となりました。

「ゴミ戦争」はもとより回避していきたいことは申すまでもありませんが、このままでは遠からず“勃発”の危険性もあり、引き続き次の点にご努力をお願いします。

イ：現行ルールを厳守され、公共心の高揚に努める。

ロ：ステーションに適するスペースの確保。本住宅地内の造成はそのことを想定した設計ではないため、公園の一角、のり面の一部活用（改善）等に関し、調査研究していく。

ハ：そのためにも市や興人等にも建設的な働きかけを行なっていく。

ニ：その他、回収の回数を増やすよう、市へ働きかける。

0

- |        |   |  |
|--------|---|--|
| ① 6/6  | 消防団に関する意見交換会実施                                | ★つつじが丘は時期尚早によりまだ期待に添えないと回答した<br>★おおむね新興団地は同じ回答 |
| ② 7/28 | 市長と語る会<br>鶴沼福祉センターで行なわれた<br>つつじが丘からは次の事を質問した。 |  |
|        | イ、交差点内歩道縁石角部分の傾斜化<br>(1丁目)                    | ★来年実施されると回答あり                                  |
|        | ロ、鶴沼派出所前信号機の移設<br>(2丁目)                       | ★建設省に依頼緊急に実施される                                |
|        | ハ、西町3丁目地内道路の補修<br>(2丁目)                       | ★緊急に実施   |
|        | ニ、4丁目ゴミステーションの改良                              | ★予算の援助はありませんが借地の許可がありましたので実施                   |
|        | ホ、団地内のり面の維持管理<br>(5丁目、8丁目)                    | ★除草、樹木の整備（植樹されたものと危険な樹木をよりわかる）がほぼ完了をみた         |

③ 12/11 連合広報会長会議の議題として

イ、「広報会」の名称を「自治会」と変更する件が提案された。

ロ、婦人防火クラブの拡充について

★前述の消防団の編成について我々の回答を受けて再提案されたもの  
目的は家庭をあずかる御婦人層の防火意識向上の為、つつじが丘としてももうけることにしてある。

④ 1/10 消防出初式

★永年の防災活動に対して感謝状を贈呈された。

[ 環境委員会 ]

公園の清掃について

各広報区ごとに、毎月1～2回実施されておりまして、清潔さを保持されてきました。今後共、各広報区並びに全住民の協力を得て、美しい町にしよう。だが半面1部公園内に犬の糞が見かけられた所もあり飼主の心掛けをお願いしたい。

団地内、外の大掃除について

春、秋2回実施しました。今年度は5月31日(日)に団地内の側溝清掃を実施し、6月に市より薬剤散布車が害虫発生予防の為薬剤を散布した。又、市民清掃の春、秋の大掃除には全員参加の協力をえて非常にスムーズに大きな成果をあげることが出来ました。

ゴミステーションについて

ゴミ置場の清掃は各広報区ごとに清掃、消毒等が実施されておりました。又、昨年度よりの引継事項でもありました恒久的ゴミステーションは場所の選定が非常

に難しく、その場所の選定で環境委員会で検討をつみかさねた結果、これは、各広報区で場所を検討して戴くことに致しました。その手始めに、4丁目広報区が4丁目地内の上池公園の1部を手直したものが完成する予定であります。今後共、各広報区で場所を選定し実施される様をお願いしたい。

#### 不在地主除草木について

62年度は245区画ありました。その内、185区画が自治会に刈り取りの依頼を受けました。60区画が本人、又は知人、友人等にて実施された。自治会依頼分の刈り取り代金は、本年度1区画一律9,000で専門業者の各務原造園にて除去をお願いしました。実施は年2回春は7月、秋は10月末より11月中旬に終了し、又所有地主自身の刈り取り方法で行われた。60区画中48区画は春、秋実施されましたが、残り12区画その内10区画は春1回のみ実施。秋は未処理の為少々枯草が残っている状態です。又春、秋共未処理は2区画ありました。今後は一層美しい町づくりをする為、又火災予防上、所有者自身の刈り取りをされる地主の方には特に協力を要請して行きたい。

#### 犬の糞について

犬の糞の処理につきましては、3回回覧文書にてお願い致しましたが、今一度飼主の皆さん方の心くばりのご協力をお願いしたいと思っております。

#### 緑化対策

61年度よりの継続で集会所増築完成後、集会所敷地内にツツジ130本、イロハモミジ1本、タイサンボク1本、クロガネモチ1本等を植樹致しました。今後はこれら樹木に対しての剪定や肥料等を町内の緑化に対する有識者の協力をもと



めながら実施したいと思います。当つつじが丘には、公園が大小7箇所ありますが、1か月に1公園ずつ緑化の手入れを実施したいと思います。

#### 清掃用具について

春、秋の市民清掃前に各広報区の清掃用具で若干不足しているもの、又こわれているものを購入補充しました。

### [ 防災委員会 ]

#### 1. 防災行事と防災意識の向上

5月31日(日)春の防災訓練は体育館において東消防署救急隊3名の指導で救急法(救急手当と救急蘇生法)の講習と訓練を行なって頂いた、内容豊富でユーモラスな説明は楽しくさえあったが参加者70名の少なさは残念であった。

(以後の行動計画が低調気味となったのは賛同が得られない懸念だった事は反省している)。

11月8日(日)秋の防災訓練は例年の如く上池公園及びその周辺で東消防署8名と西町消防団5名の指導で消火器による初期消火と消火栓による放水訓練、緊急時通報訓練を行なった。参加者150名の多きを得、自治会としての面目は一応保たれた。

1丁目空き地のボヤは大事にならなくて良かったが明けて1月23日の8丁目住宅焼失は実にショッキングな事で近代建築、新建材の弱点を如実に見せ付けた。被害者には実にお気の毒な事故であったが防災意識が一変に高まった様な言葉が多く聞かれた。立地条件、耐火壁、無風状態、迅速な消火活動と全てが幸いした。もし大火となった時を考えると防災知識、注意力で火を出さない事が第一である。

そして通報や消火器の取り扱いを身体で覚えることこそ初期消火成功の基とおもわれる。

## 2. 消火設備の充実

消火器、消火栓と消火栓ホース箱の設置状況図を明確にして計画の参考とした、消火栓操法マニュアルとその留意事項と応用動作を各戸配布した。

ホース箱修理と操作上の表示をした。消火栓ホース箱は3丁目、5丁目、8丁目各々一基新設した（27箇所となり残りは10箇所）。市設置の消火器は7本取り替えし、全部の箱41個を取り替えて戴いた。家庭消火器の購入20本、詰め替え20本であった。山火災に備え、がんど編8丁を集会所に保管した。

## 3. 防犯灯について

防犯灯として設置されたものも今では街路灯の感があり照度むらが多過ぎるので街路照明図を作った。3種類の電灯が使われており将来は照度計で見直されるべきである。本年度の増灯は10灯である。（修理は概算上10灯程まとめて行なう為、遅れがちとなる）

## 4. 交通安全について

毎年事故防止に心労されてきたが交通標識図を作ってみて他所とあまり違わないし守れない程の規制を申請しない方が良いとの見地から、団地内20kmの制限標識3本の補充と注意標識10本の増設に留めた。

急勾配に高い石垣が事故の最大要因で速度を落す以外にない様に思う。又駐車については他に迷惑を掛けない心掛けが大切に思う（救急車や消防車の進入がさまたげられる事に留意下さい）。

## 5. その他

5月に地域消防団組織再編成案（均等に消防団を持つという事）が市消防資料として出された。勤め人で共働きがほとんどの団地としては大変な問題です。

8丁目住宅火災には消防署以外に12箇所の消防団が駆け付けました。何年に一回の住宅火災ではあるが大火類焼が怖いから何らかの対応が必要になってくると思えます。又、防火意識向上のPR団体として市設定の婦人防火クラブをつつじが丘にも作るよう要請があった。

公園等の金網修理、集会所側溝の蓋設置等も行なった。

### 〔文化体育委員会〕

文化体育委員会の活動した行事として、盆踊り大会、運動会、市民展の自治会行事がありました。

まず、8月1日（土）2日（日）に中央公園で行われた盆踊り大会では約600世帯1200名以上の参加者がありにぎやかな曲を後ろに老いも若きも踊りの輪に加わって心弾む楽しい時を過ごして戴きました。又、各広報会の趣向をこらした夜店は予算を増やしたにもかかわらず、すぐ売り切れになるという盛況ぶりでお祭りを盛り上げてくれました。この時婦人会、子供会、寿会、民謡同好会等の方々のご協力、ご指導を戴きました。団地内外の商店、病院、銀行等のご協賛を戴きました事もここに報告致します。

次に、10月10日（土）に八木山校下運動会が行われました。これは、松が丘自治会との連合ですので、両自治会と体育振興会の主催、社会福祉協議会八木山連合支部の共催で行われました。

「ご近所のふれあいと健康から」のテーマを掲げ、青く晴れわたった空の下、テーマの通り笑いや拍手、声援のあるわきあいあいとした雰囲気の中で約3000名の参加者に体育の日にふさわしい心地よい汗を流して戴きました。今回子供達の応援合戦の採点について検討し、自由応援の形にしました。

最後に11月2日(月)3日(火)に市民屋が地区体育館にて開催されました。190名の方から生け花、園芸、手芸、書道、絵画、写真等300点余りのすばらしい作品を出品して戴きしっとりとした芸術の秋の一時を300名余りのご来場の方にご与えて下さいました。又、今回茶席を設けてくつろいで戴きました。今後さらに多くの方楽しんでいただく為に開催期間の延長、開催日の変更等、検討していく必要があると思います。

以上が文化体育委員会の活動内容です。いろいろと至らない所もあったと思いますが、本当に多くの方々のご協力で何とかこの1年終える事ができました。この場をお借りして皆様に厚くお礼を申し上げまして活動報告を終わります。

## 昭和62年度会計報告書

### 《基金の部》

科	目	金額	備考
昭和61年度基金残高		19,145,713	昭和62年2月28日現在
昭和62年度増加分		1,940,000	
合	計	21,085,713	昭和63年2月29日現在

### 《積立の部》

科	目	金額	備考
緊急災害時準備金		1,200,000	昭和56～61年度分定期預金
緊急災害時準備金		200,000	昭和62年度分定期預金
汚水処理施設に関する準備金		866,400	昭和61年度分普通預金
汚水処理施設に関する準備金		712,000	昭和62年度分普通預金
集会所増築準備金		(1,200,000)	昭和62年度分(注)
合	計	2,978,400	

(注)：集会所増築準備金は 9/30 60万、11/27 15万、12/28 45万、  
合計 120万円 西村建設に支払った。

### 《収入の部》

科	目	当初見込額	収入額	備考
前年度繰越金		1,367,354	1,367,354	
自治会費		5,040,000	5,124,000	@500X10,248戸
自治会入会金		40,000	76,000	@1000X76戸
自治会基金利息		712,500	712,500	
広報会長報酬		480,000	490,400	9/24 243,600 2/24 246,800
広報紙配布手数料		756,000	780,300	9/24 386,550 2/24 393,750
分別収集協力報酬金		100,800	155,800	9/24 77,220 2/24 78,660
公園清掃報酬		259,000	259,000	
雑収入		191,400	193,227	定期預金利息他
合	計	8,947,054	9,158,661	

《支出の部》

科 目	予 算 額	支 出 額	備 考
自治会総会費	50,000	50,000	
街路灯電気料	1,100,000	840,194	電気料 727,994 修理費 112,200
事務局関係費	560,000	410,460	
事務費	(220,000)	(128,040)	事務用品等
交通通信費	(10,000)	(860)	
備品購入費	(220,000)	(178,560)	集会所の棚、会議用テーブル他
会計委託費	(10,000)	(5,000)	
予備会購費	(100,000)	(100,000)	
集会所運営費	300,000	264,153	光熱費等
広報会活動費	1,260,000	1,266,000	
環境対策費	400,000	344,680	
清掃対策費	(150,000)	(90,050)	ゴミ袋、クレゾール等
清掃用具費	(90,000)	(70,630)	鎌、ホウキ等
緑化対策費	(160,000)	(184,000)	集会所の植木
防災対策費	650,000	610,250	
防災行事費	(50,000)	(23,180)	
地域防災費	(50,000)	(37,220)	
消火器具備品費	(400,000)	(399,850)	消火栓箱等
西町消防団賛助金	(150,000)	(150,000)	
文化体育費	600,000	590,348	
盆踊り費用	(350,000)	(343,378)	
運動会費用	(200,000)	(200,000)	
年間行事費	(50,000)	(46,970)	市民暦
タイムスつっじが丘実行費	130,000	130,000	
各種団体助成金	470,000	470,000	寿会、婦人会、子供会、育成会
地域社会交際費	150,000	110,120	広報会研修費、香典等
汚水処理施設の準備金	712,000	712,000	
集会所増築準備金	1,200,000	1,200,000	
緊急災害時準備金	200,000	200,000	
一般予備費	1,165,054	207,500	
合 計	8,947,054	7,405,705	

62年度収支残高

収入金額	支出総額	63年度繰越
9,158,661	7,405,705	1,752,956

以上、昭和62年度決算報告に誤りのないことを証明します。

会計監査



## 63年度（第13期）自治会運動方針案

62年度の自治会活動の中で多く積み残した事があります。62年度に於ては、自治会活動の大きな柱が、組織運営の見直しと試行にありました。今年度は、62年度の活動を一步進め、自治会組織の定着を基本的な柱として活動する為、以下の提案を致します。

### 1. 集会所設備の充実

(1). 集会所増築に伴う金銭的な支出が中心であった為、内部機器にまで資金が充当できず、施設の機能が充分でない為、集会所の内部機器の充実をはかります。

イ). 集会所周囲の安全対策として、照明設備を含め、柵の設置を致します。

ロ). 集会所和室の冷暖房設備の要請が多い為、冷暖房設備を設置します。

ハ). 老朽化した複写機の交換（湿式→乾式）を行い、広報、役員会等の事務、情宣の合理化を致します。

### 2. 班長会議の活性化

イ). 副広報会長を事務局要員として組入れ、自治会活動の内容を班会議に反映させ班会議の内容を充実させる。

ロ). 集金業務に関し班長の労力を軽減し、自治会活動への一層の労力注入を企る為、会費、汚水処理費の銀行引き落としをするよう検討する。

### 3. 汚水処理委員会の充実

イ). 事業計画にそって活動し、会員間のコンセンサス造りを推進する。

ロ). 基金利息の処理方法を変更し、基金利息を積立と活動費に分離計上し、一定活動費の手当をし、対外、対内的に充分活動出来るよう処置し、積立部分については、後日問題が発生した時の備金とする。

#### 4. 防災問題の再検討

- (1) 昨年度末、不幸にも当団地内で住宅火災が発生し、全焼すると言う事故が発生した。過去10数年当団地発足当初よりこのような事故がなかった為、防災に対する現実的な認識がなかった。今回の不幸な事故を教訓として、防災態勢を再検討し、より現実的な対処が可能な態勢づくりをします。

イ). 自主防衛団組織の再検討

ロ). 防災訓練実施方法の再点検

ハ). 家庭内災害に関する意識調査の実施

#### 5. 環境問題について

イ). 防災問題とも関連し、不在地主への草刈りの徹底

ロ). 緑化対策の見直しと、公園植樹の再検討

ハ). ゴミ集積場の問題に関し、来年度も引き続き検討を進める  
(半恒久的ゴミステーションの設置)

#### 6. 文化体育の問題に関して

- (1) 自治会行事として定着した、盆踊り、運動会、文化展を中心により一層の住民間の親睦をはかるべく、今年度も3大行事を継承して行います。



昭和63年度予算案

《収入の部》

科 目	63年度見込	備 考
前年度繰越金	1,752,956	(見込み)
自治会費	5,280,000	@ 500×880 戸×12か月
自治会入会金	20,000	@ 1,000×20戸
自治会基金利息	735,000	21,000,000× 3.5%
広報会長報酬	496,000	均等割18,000×8=144,000 世帯割 400×880=352,000
広報紙配布手数料	792,000	@ 900×880 戸
分別収集協力報償金	158,400	@ 180×880 戸
公園清掃報酬	259,000	
雑 取 入	150,000	道路愛護者賞賛金 30,800( @35×880戸) 美しい町づくり奨励金88,000( @100×880 戸) その他 31,200
合 計	9,643,356	

## 《支出の部》

科	目	予 算 額	備 考
自治会総会費		50,000	
街路灯電気料		1,060,000	電気料 720,000 修理費 340,000
事務局関係費		1,860,000	※ゼロックス 300,000 その他
事務費		(250,000)	エアコン 250,000 100,000
備品購入費		※ (1,500,000)	ワープロ 150,000
会計委託費		( 10,000)	フェンス 300,000
予備会議費		(100,000)	集会所未払分 400,000
集会所運営費		300,000	
広報会活動費		1,320,000	◎ 1,500×880 戸
環境対策費		400,000	
清掃対策費		(100,000)	
清掃用具費		(100,000)	
緑化対策費		(100,000)	
ゴミステーション対策費		(100,000)	
防災対策費		650,000	
防災行事費		( 50,000)	
地域防災費		( 30,000)	
消火器具備品費		(420,000)	
西町消防団賛助金		(150,000)	
文化体育費		650,000	
盆踊り費用		(350,000)	
運動会費用		(200,000)	
年間行事費		(100,000)	市民展等
タイムスつつじが丘発行費		130,000	
各種団体助成金		490,000	寿会80,000 婦人会80,000 育成会80,000 子供会250,000
地域社会交際費		150,000	
汚水処理施設の準備金		735,000	基金 600,000 活動費 135,000
集会所改修準備金		200,000	
緊急災害時準備金		200,000	
一般予備費		1,448,356	
合	計	9,643,356	

〔資料Ⅰ〕

自治会規約改正（案）

第 5条（事業）	現行	ナシ
	改正	(8) 汚水処理施設に関わる諸問題に関する事項
第 6条（機関）	現行	ナシ
	改正	(5) 汚水処理施設に関わる諸問題を検討する為、汚水処理委員会を置く
第16条（定数）	現行	(2) C 専門部には防災、環境、文化体育の専門委員会を置き夫々に委員長1名、委員を若干名置く
	改正	(2) C 専門部には防災、環境、文化体育の専門委員会の他、汚水処理委員会を置き夫々に委員長1名、委員を若干名置く
第17条（任務）	現行	会長は本会を代表し、会務を總括する
	改正	会長は本会を代表し、広報会長（区長）を兼務し、会務を總括する
第18条（選任）	現行	2 委員は会長が任命する 3 班長は各班毎に互選する
	改正	2 委員は広報区の互選により選出し、会長が任命する 3 班長は各班毎の互選により選出し、会長が任命する
第35条（入会金及び会費）	現行	(2) 会費は1世帯当月額 500円とし毎月納付する 但し、月の途中で入居した場合の会費は入居日が15日以前の場合に限りその月分から納付するものとする
	改正	(2) 会費は1世帯当月額 500円とし毎月納付するものとする 但し、月の途中で入居した場合の会費は入居日が15日以前の場合に限りその月分から納付するものとする また、いわゆる留守家族である場合は、日常生活用品が具備され、電気上下水道等公共施設を使用し定期的な生活を営んでいる場合は、つつじが丘住宅地内に居住するものと見做し、会費を納付するものとする 商売等で店舗のみを経営している場合も又同じである

〔資料Ⅱ〕

自治会役員の選出に関する自治会規約附則（案）

〔前 文〕

この附則は、自治会規約第4章18条1項に定める『役員の選出』に関する選出の方法を補足し、役員人事が、合理的かつ民主的に行われる事を目的として定めるものとする。

第1条 〔役員選考委員会及び選考小委員会の設置〕

前文の目的を達成する為、自治会内に役員選考委員会及び選考小委員会（以下選考委員会と称する）を設置するものとする。

第2条 〔選考委員会の目的〕

自治会規約第4章18条1項に言う『選出』を合理的民主的に行う事を目的とする。

第3条 〔選考委員会の構成員〕

選考委員会は、以下の委員を以って構成するものとする。

(1) 委員長 1名

委員長は、時の役員会に於いて選出されたものがこれに当る。

(2) 副委員長 1名

副委員長は、時の役員会に於いて選出されたものがこれに当る。

(3) 委 員 若干名

各広報区の時の広報会長、副広報会長、四専門委員、班長がこれに当る。

第4条 〔選考小委員会〕

各広報区毎の役員、委員、班長を選考する場合は、自治会規約第7章に定める班代表者会議の構成員が選考小委員会を構成し、役員他の選出の選出母体となり選考委員会に推挙するものとする。

第5条 〔選考委員会委員の任務〕

選考委員会の委員は以下の任務の責を負うものとする。

(1) 委員長

選考委員会を招集し、委員会を統括する。

(2) 副委員長

委員長を補佐し、委員長に支障ある場合はその任務を代行する。

(3) 委員

選考委員会に、役員候補者を推挙する。

第6条 [選考する役員及び委員]

自治会規約第4章16条に定める役員、委員、班長を選考する。

第7条 [選考委員の任期]

選考委員会は、毎年その年度の12月1日に設置するものとし、次年度の自治会総会に於いて役員が選出された時を任期の終りとする。従って委員の任期はその期間を任期とする。但し、自治会総会に於いて役員が選出されなかった場合は、次期役員が選出されるまでその任期は終らないものとする。

第8条 [選考の手順]

選考委員会は、以下の手順に従い役員、委員、班長を選考するものとする。

(1) 自治会長

各広報区毎に、他の役員、委員の選考に先がけ、広報会長を選考し、選考委員会に推挙する。その推挙に従い8広報区の各々の広報会長を自治会長候補者として選考委員会委員長が招集し、8名の互選により自治会長候補者1名を決定する。

(2) 副会長

広報会長の決定後、前(1)の手順に従い副会長1名を決定する。

(3) 事務局長(副会長)

前(2)項の決定の手順に従う他、選考委員会として自治会組織のコントローラーと言う重責を考慮し独自に推薦する事ができるものとする。

(4) 会計監査

時の広報会長の中から互選で2名を推挙し決定するものとする。但し、他の候補者を推挙する事をさまたげない。

(5) 委 員

各広報区毎に、副広報会長、四専門委員をそれぞれ選考し、選考委員会に推挙し決定するものとする。但し、副広報会長については自治会事務局構成員となる事を前提として選考する事を要する。

(6) 班 長

各広報区各班毎で互選し決定するものとする。

第9条 [選考委員会と自治会総会]

第8条(1)項から(4)項の手順に従い選考された、いわゆる役員候補者は、役員選考委員会に於いて承認、決定後、次年度自治会総会に選考委員会委員長名で推薦をし、承認を受ける事で、自治会規約第4章18条1項に言うところの「選出」を実現するものとする。

第10条 [役員、委員、班長の被選出免責基準]

以下の免責基準に該当し、本人が選出を辞退した場合は、役員、委員、班長に選出される事を免除されるものとする。但し、その状況が回復した場合はその限りではない。

- (1) 病身の高齢者を扶養し、かつ看護等が日常化している場合
- (2) 夫が単身赴任（又は死別）で妻が育児、就労等の為、職務遂行上支障があると認められる場合
- (3) 高齢者世帯で、職務遂行が困難であると認められる場合
- (4) 本人（主に世帯主）に強度の身体障害があり、職務遂行上支障があると認められる場合
- (5) 家族構成員が全て未成年者である世帯
- (6) 会費を納入し、会員と認められる場合であっても、いわゆる留守家庭である場合
- (7) その他(1)～(6)に準ずる場合

第11条 [助 言]

当選考委員会は、必要に応じ役員経験者である役員 0.8の出席を求め助言を受ける事ができるものとする。

〔資料Ⅲ〕

緊急災害時準備金の拠出基準

緊急災害時準備金は、つつじが丘地域に於ける広域災害の発生時に、突発的な経済的損失があった場合、住民の経済的な負担を軽減し、併せて街の保全を守る事を目的として創設されたものである。

第1条 〔適用される基準〕

1. 天災地変その他の災害がつつじが丘地域に広域的に発生した場合
2. 自然変象にともない火災がつつじが丘地域に広域的に発生した場合
3. 近隣地域に上記1, 2の災害が発生した場合で拠出が必要と認められる場合
4. 人為的な事故により災害が発生した場合で、災害が広域的になり、経済的損失の規模が大きく、かつ責任の所在が明確でない場合
5. 公共的な場所に於いて、災害発生の可能性があり、その予防の為に拠出が緊急に必要であると認められる場合。但し都道府県管轄で管理責任が明確である場合はこの限りではない。
6. その他、上記1～5に準ずる災害と認められる場合

第2条 〔広域の基準〕

広報区の3分の1以上を目安とした地域を広域とし、拠出の基準とする。

第3条 〔拠出の決定〕

緊急災害時準備金の拠出は、自治会規約第5章で定める役員会で決定するものとする。

第4条 〔拠出の報告義務〕

緊急災害時準備金が拠出された場合は、總會に於ける決算報告はもとより、緊急に拠出した旨の主旨、金額の明細を住民全員に報告する義務を負うものとする。

第5条 〔準拠規約〕

この拠出基準に定めなき事は、全て自治会規約に準拠するものとする。

[資料Ⅳ]

住宅火災の見舞金に関する給付基準

つつじが丘住宅地内に居住する会員（つつじが丘自治会規約第3条第1項による）の住宅に於いて、住宅火災が発生し損害を被った場合、つつじが丘自治会は、以下の基準に従い被災会員に対し火災見舞金を給付するものとする。

第1条（適用される基準）

自家出火、類焼を問わず、被災会員毎に第2条で定める金額を給付するものとする。

第2条（被災程度と給付金額）

1. 被災程度が全焼とみなされる場合  
1戸当たり 100,000円を給付する。
2. 被災程度が半焼とみなされる場合  
1戸当たり 50,000円を給付する。
3. 被災程度が一部焼失とみなされる場合  
1戸当たり 30,000円を給付する。

第3条（特別費用）

火災現場に於いて消火活動、炊出し、損害軽減の為の費用が必要となる事を考慮し、第2条に定める金額の各々50%を特別費用として当該広報区に給付するものとする。

第4条（給付の決定）

火災見舞金給付の決定は、自治会規約第5章で定める「役員会」で決定するものとする。

第5条（緊急災害時準備金の搬出基準との関連）

住宅火災見舞金は、個人住宅の損害を想定し定めるものである為、自治会の給付金額には自ずと限界がある為、類焼の範囲が広域に亘る場合は緊急災害時準備金を充当するものとする。その判定基準は、全焼家屋が3戸を越えた場合とする。

なお、その決定については、第4条に従うものとする。

第6条（準拠規約）

この給付基準に定めなき事は、全て自治会規約に準拠するものとする。



**〔資料V〕**

**つつじが丘自治会汚水委員会事業計画（案）**

つつじが丘自治会汚水委員会は、下記の事業計画にもとづき、会員相互の住環境を守る為活動致します。

**記**

**1. 総論的な問題点**

- (1) 現有施設の持つ物理的、法的な問題点の検討
- (2) 自主運営を前提とした場合の経済的、組織的な問題点の検討
- (3) 各務原市公共下水道への切換えの場合の条件的な問題点の検討

**2. 各論**

(1) 現有施設の持つ物理的、法的な問題点の検討

イ. 汚水処理施設の一般的な知識の理解と認識

◎設置管理者の法的義務と責任及び行政指導の認識

◎施設全般の規模、範囲、工程原理、処理水質正基準の一般的な理解と認識

ロ. 現有施設の運営経緯の分析と現状認識

◎契約当事者（働國人、エスエル機、利用者）間に存する契約内容の検討と認識

◎維持管理の妥当性の検討（主に経済的な事項）

◎現有施設の構築物、機械装置、電気装置、埋設管、マンホール等の継続運転の可否の検討

(2) 自主運営を前提とした場合の経済的、組織的な問題点の検討

イ. 現有施設の移管継承に関する条件の整備

◎現有施設の構築されている土地の所有権の問題の検討

◎現有施設の耐用年数と器々更新等の条件の検討

◎埋設汚水管、マンホール等の施設引受けに対する条件整備の検討

◎移管後5年以内に必要な維持管理費、修理補修費、運営費等の試算の公開と汚水処理料（各戸負担分）の検討

ロ、移管継承後の自主運営組織の検討

◎自主運営組織の結成準備に関する条件の整備

◎他団地との交流による、適合条件の整備、検討

(3) 各務原市公共下水道への切換えの場合の条件的な問題点の検討

イ、埋設配管等の事前検査と切換え工事期間、日時、準備期間の公示を求める。

ロ、埋設配管等が市下水道の基準に合致しているかどうかの判定。又、現施設の変更、更新等の有無の確認。

ハ、公共下水道切換えに必要な各戸負担の分担金の事前公開を求める。

二、各務原市下水道料金と他市町村の下水道料金の比較検討

ホ、近隣団地との交流をはかり、切換え条件の検討を進め、住民に多大の負担のかからぬよう条件整備をする。

### 3. 期 間

第1期	調査分析期間	昭和63年4月～8月	} 63年度
第2期	条件検討期間	昭和63年9月～12月	
第3期	各種協議期間	昭和64年1月～3月	
第4期	条件提示期間	昭和64年4月～6月	} 64年度
第5期	最終決定期間	昭和64年7月～3月	

以 上